

# 雲南圏域に緩和ケアを 〜緩和ケアって何？〜 外科部長 須藤 一郎



昨年四月から九月までの六ヶ月間、当院大塚昭雄院長、並びに聖路加国際病院院長 福井次矢先生、同緩和ケア科医長 林章敏先生のご厚情により、私は聖路加国際病院緩和ケア科におきまして臨床研修員として研修をさせて頂くことができました。東京都中央区、有名な築地市場にほど近く、地上十一階地下二階、ベッド数五二〇床の規模の聖路加国際病院はあらゆる面で我が国の最先端の病院の一つですが、緩和ケアにおいても同様に日本有数の施設です。



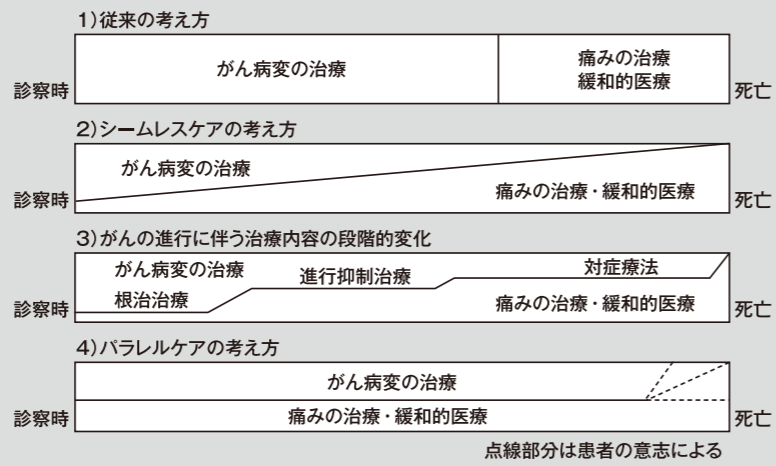
病院全景：聖路加国際病院病棟。緩和ケア病棟は手前側の建物の10階。10階西病棟になっています。

皆様一度は「緩和ケア」という言葉を耳にされたことがあると思いますが、ど

のようにお考えでしょうか。図らずも三月まで放映されていた松江を舞台にしたNHKの「だんだん」でも主人公の祖母に対する「緩和ケア」の選択を主治医が「(医療者の)あきらめ」と言っていました。おそらく多くの方がそのようなイメージをお持ちかと思いますが。外科医師として十五年以上診療に当たってきた自らを省みても、医療においては死を扱うことは良くないこととして、患者さんの死を敗北ととらえる医療者側の態度にも問題があるのかも知れません。また、痛みを抑えるための医療用麻薬に関しても、医療者の不勉強から副作用ばかりがことさらに強調され、「薬になるが命を縮める薬」という誤解が根強くあります。

を目標とする。」とされています。緩和ケアに限らず全ての医療を支える基本原則は、  
①患者さんの自由意思(患者さんによる選択)の尊重  
②利益をもたらすこと(良いことをする)  
③無害なこと(患者さんにとつての不利を最低限に抑える)  
④公正であること(活用できる資源の公平な使用)  
の四つがあげられます。その中で、患者さんの意志に従い、残された寿命のあり方を考え治療を選択していくことは決してあきらめではありません。最近のがん治療・緩和治療の考え方は図に示したとおりです。

## 最近のがん治療・緩和医療の考え方



二〇〇七年四月、がん対策基本法が施行され、がんの治療に関しては日本中どこでも等しく必要十分な治療が受けられるようになりつつあります。しかし、緩和ケアについては痛みを取るための薬の使用だけでなく、患者さんとそのご家族に精神的に支えるコミュニケーションも大切になって

きます。それは決して簡単にマニュアル化できるものではありません。聖路加国際病院での半年間、緩和ケア科の諸先生方のご指導にあずかり、ある程度の土台となる経験を積んでこられたと自負しています。しかし、緩和ケアは『正解のない医療』と言えます。もちろん聖路加国際病院緩和ケア科も唯一の正解ではなく、東京と言う大都市におけるあり方の一つだと思っています。人口の規模や設備のインフラの充実度かなり小さい雲南圏域で同じことをしていくのは不可能であることは十分承知していますが、それでも雲南圏域あるいは島根県という状況に即した正解としての緩和ケアも必ず存在すると考えます。

この度の研修の成果を元に、今後当院においても緩和医療の充実を図っていくつもりです。まず、決してあきらめの医療ではないことを医療者のもとより患者さんやご家族に正しく認識して頂くとともに、緩和ケアを必要とされる方々に対して他の医療機関からの受け入れはもとより、通常の外来より敷居が低い、ご本人やご家族が気軽に相談できる『緩和ケア相談外来』を立ち上げていきたいと思います。その上でさらに患者さんやご家族のQOLを向上させるお手伝いがしていけることを目標にしたいと思っています。まだまだ未熟で微力ではありますが、今後とも皆様のご支援とご協力を仰いで努力をしていきたいと思いますのでよろしく願っています。



聖路加国際病院理事長 日野原重明先生との記念撮影。  
左)4月、宿泊研修にて。 右)9月、聖路加国際病院離任の日。この間に13kgやせました。

